

初期段階のいじめへの対応のあり方

— 「いじめの調査」と「岐阜大学ランチタイムセミナー」を通して —

The way of the correspondence to the bullying of the initial stage

— Through "investigation into bullying" and "Gifu University lunchtime seminar" —

橋 本 治

HASHIMOTO Osamu

要 旨

「初期段階のいじめへの対応」が重要なことは当然であるが、2006年度から「いじめの認知件数」となってその報告数が都道府県によって10倍以上違っている。それについて「いじめの調査」を実施し、全国平均に近い県の現職の小中学校の教員の状況を示して、それぞれの地方で比較検討できるものを提示しようと考えた。4つのケースは文部科学省の定義から考えて、ケース1「いじめと思われる」、ケース2「いじめに近い」、ケース3「いじめかどうか迷う」、ケース4「いじめとは考えにくい」だが、その年齢が、ケース1（年長）、ケース2（小4）、ケース3（中2）、ケース4（高1）となっており、クロスして考えるとどれも迷うケースである。結果は、303名のうち「いじめの認知件数」に近い（「迷うがいじめである」と「迷わずいじめである」の合計）の割合は、ケース1（95%）、ケース2（86%）、ケース3（33%）、ケース4（22%）となった。また「岐阜大学ランチタイムセミナー」では「いじめ問題」として「いじめ」と「自殺」を講演の中心とした。「自殺」があつて「いじめ」が大きく取り上げられるのに「自殺予防」についての議論が少ない。自殺の原因は大きく分けて「ストレス」「精神疾患」「生物学的要因」「独特の性格傾向」「他者の死の影響」と5つある⁽²⁾が、「いじめ」はその中の「ストレス」に分類される。そして他の要因が強まることにより、「いじめを含むストレス」が上がることなどから「いじめ問題」を論じた。

この両者から見た「初期段階のいじめへの対応のあり方」は、次のように結論づけられた。①いじめが起きる初期の段階で関わる。小学校・中学校・高等学校などの年齢にも起きうることで、いわば「初期消火」を意味する。②いじめとは呼べないような、人と人との関わりの形成期に起きる問題に関わる。幼稚園・保育園はもちろん、小学校低学年も含んだ「低年齢」という意味での対応である。③何か兆候があればすぐに対応をはじめる。「いじめ」とか「自殺」にこだわらない。

1. はじめに

2011年10月、大津市で中学2年生男子が、いじめがあつて自殺した。日本中でそのことが報道されたのは、2012年6月前後であった。筆者は大津市教育委員会の依頼で、2012年1月6日に大津市立全小中学校教員対象のいじめ防止の講演をした。さらに大津市の教育長が襲われた後の2012年8月28日にも、今度は大津市立の小中学校に加え、保育園・幼稚園の教職員も参加してのいじめ防止の講演を実施した。2013年度もこれから2回のいじめ防止の講演依頼があり、まさにこの問題に直面している者の一人である。

そのようななか、国では2012年上半期を対象にいじめの緊急調査を実施し、「いじめの認知件数」が上半期だけで2011年度の2倍以上になった（1000人当たり5.0→10.4）という報告が出た。さらに

それらを受けて2013年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、3か月後の9月28日が施行日となった。

そのような中、2013年7月23日に「岐阜大学ランチタイムセミナー」が開催され、筆者が「いじめ問題を考える」というテーマで講演をする機会を得た。当日は岐阜大学学長をはじめ多くの方が参加していただき、質疑のトップに学長が手を挙げられ鋭い質問をされた。その講演の結論は「初期段階のいじめへの対応」であったが、それは国の施策にも一致していることは当然のことである。いじめを早期に発見するための重要な一つとして「いじめの認知件数」がある。2012年度前期の文部科学省のいじめの緊急調査で全国の「いじめの認知件数」の平均が[5.0→10.4]になる中、滋賀県は[1.3→1.5]であったように、都道府県によって10倍以上の格差があり、より繊細に見ていくことが要望されている。そこで、2013年8月1日、E県の人権教育指導者研修会の講演で「いじめ問題を考える」というテーマの依頼を受けた折、参加者に当日の講演で使う4つのケース（後述、保育園年長A君・小学校4年生B君・中学校2年生Cさん・高等学校1年生D君）について「いじめの調査」を実施した。

この「いじめの調査」の結果と「岐阜大学ランチタイムセミナー」の考察を通して、「初期段階のいじめへの対応のあり方」を述べたいと考えている。

2. 国の施策および筆者の実践

(1) 国の施策

「初期段階のいじめへの対応」が重要なことは誰もが認めることであり、国は2013年6月28日に「いじめ防止対策推進法」を公布し、同年9月28日の施行となっている。その目的は以下のように示されている。

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

以下、項目のみ示す。

(定義) 第二条 (基本理念) 第三条 (いじめの禁止) 第四条 (国の責務) 第五条

(地方公共団体の責務) 第六条 (学校の設置者の責務) 第七条

(学校及び学校の教職員の責務) 第八条 (保護者の責務等) 第九条 (財政上の措置等) 第十条
第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針) 第十一条 (地方いじめ防止基本方針) 第十二条

(学校いじめ防止基本方針) 第十三条 (いじめ問題対策連絡協議会) 第十四条

第三章 基本施策等

(学校におけるいじめの防止) 第十五条 (いじめの早期発見のための措置) 第十六条

(関係機関等との連携等) 第十七条

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上) 第十八条

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進) 第十九条

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等) 第二十条

第四章 いじめの防止等に関する措置

(啓発活動) 第二十一条 (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第二十二条
 (いじめに対する措置) 第二十三条 (学校の設置者による措置) 第二十四条
 (校長及び教員による懲戒) 第二十五条 (出席停止制度の適切な運用等) 第二十六条
 (学校相互間の連携協力体制の整備) 第二十七条

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第二十八条
 (国立大学に附属して設置される学校に係る対処) 第二十九条
 (公立の学校に係る対処) 第三十条 (私立の学校に係る対処) 第三十一条, 第三十二条
 (文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導, 助言及び援助) 第三十三条

第六章 雑則

(学校評価における留意事項) 第三十四条 (高等専門学校における措置) 第三十五条

附則

(施行期日) 第一条 (検討) 第二条

(2) いじめ問題に関しての筆者の実践

①書評『大津中2 いじめ自殺—学校はなぜ目を背けたのか—』2013年⁽³⁴⁾

大津いじめ自殺事件について、スコープ「自殺の練習をさせられていた」で疋田桂一郎賞を受賞し、多くの反響を呼んだ共同通信大阪社会部が著した本である。サブテーマが「学校はなぜ目を背けたのか」とあることから学校に対し厳しい内容が書かれていると予想されるが、実際に読んでいくとそれだけではないことが分かる。確かに学校の落ち度に対して様々な厳しい指摘が多くあるが、第1章から終章までの7章立ての内容は、『追及』から『方策』へという形で書き連ねてある。

(中略)

この本は、「いじめ自殺」という事実で厳しい目で学校教育等の問題を指摘しながら、どのような方策があるのか、「私たちにいま何ができるのか」に言及しているすばらしい本である。あえて評者が付け加えるならば、「いじめの初期段階」でいかに見つけるか(関連:認知件数)が前提にあると考える。

②国の「いじめ防止対策推進法」成立で学校に求められること

この中で「いじめ防止基本方針」と「いじめ問題対策連絡協議会」(第十一条～第十四条)について以下のように書いた(概略のみ示す)。2013年⁽³⁵⁾

筆者は、岐阜県可児市(2012年10月「子どものいじめの防止に関する条例」を定めた市)の「いじめ防止専門委員会(第3者委員会)」で委員長をしている。「いじめ防止対策推進法」が6月28日に公布されてすぐの7月下旬、この委員会で「いじめ問題対策連絡協議会」が新しく可児市に設けられた場合、現在の条例の改定が必要かどうかについて協議した。

岐阜県可児市のことから明らかなように、第14条の「いじめ問題対策連絡協議会」は従来なかったものであり、地方公共団体は条例の定めるところにより「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとしている。各学校はこれをどう活用していくかが課題の1つとなる。

もう1つの課題は、第11条、第12条、第13条で示されている「いじめ防止基本方針」である。従来のいじめに関する方策や方針はすでにどの地方公共団体、学校でも作成されていると思われるが、第11条の国の「いじめ防止基本方針」に基づき、第12条では地方公共団体(都道府県及び市町村)が「地方いじめ防止基本方針」を定めることになる。県立や私立の学校は都道府県で対応できるとしても、市町村立の学校に対しては各市町村が「地方いじめ防止基本方針」を定める必要がある。さらに第13条では、各学校が第11条、第12条を参酌して「学校いじめ防止基本方針」を定めることとしている。(中略)

各学校が「学校いじめ防止基本方針」を作成し、地方公共団体（都道府県と市町村両方）の「いじめ問題対策連絡協議会」を活用していじめに対応していくことになって、いじめの認知件数の問題は残ると思われる。毎年都道府県によって10倍以上いじめの認知件数が違うのは気になる。いずれにしても、「大きいいじめ」になりそうなものだけを見つけることは困難である。「小さいいじめ（いじめとは思われないようなものも含めて）」をきちんと見つけて対応していくことによって、「大きいいじめ」に至らないようにするという姿勢につなげたいと考えている。

③岐阜県可児市の「いじめ防止専門委員会」委員長として

岐阜県可児市では、2012年5月から、「小中学校に通う児童生徒のいじめをなくそうと、学校だけでは対応が困難な事例に対し、専門家が第三者の客観的な立場から調査することで解決を図ろう」と設けられた。委員会の構成メンバーは、弁護士・臨床心理士・児童相談所・大学関係者の4人となっている。筆者も「大学関係者」として積極的にかかわっているが、根底に「自殺予防」があることを想定して活動している。その後、2012年10月2日に「可児市子どものいじめの防止に関する条例」が議会を通り、翌10月3日からスタートした。筆者はその直後に委員会の委員長となり活動している。2013年4月には、一年間の報告を市長にした。その時の新聞記事は以下のようであった。⁽²⁹⁾

可児市いじめ防止専門委員会は23日、昨年度の活動と本年度の取組について、富田成輝市長に報告した。委員長の橋本治・岐阜大院准教授、富田市長とともに「加害者側への対応」を今後の課題に挙げた。

報告によると、専門委員制度が始まった昨年5月から3月末までの相談件数は、いじめが27件、その他5件。うち26件は「子どもが安心して学校生活を送るようになった」として終結の判断をした。専門委員が直接、被害者や保護者と話し合う機会も5回程度あったという。

橋本委員長は成果について「特別顧問の尾木直樹さんの支援や報道で、活動への一定の理解が得られた」と述べた。課題には「加害者からの相談が1件もなかった」ことを挙げた。

富田市長も「いじめている側の深刻さを、本人も親も気付いていないのは問題。加害者側の相談を、どう受けていかが検討課題だ」と指摘。2年目に向けて「職員の増員など、柔軟な対応をしていきたい」と話した。

本年度は、近く事務局職員を一人採用し、3人態勢にする。相談フリーダイヤル＝(0120) 263115＝を周知するため、小中学生に携帯できるカードを配る。24時間相談を受けられるように電子メールでの受け付けも検討している。

3. 問題と目的

表1に、と2012年度前期（文部科学省いじめの緊急調査）の「いじめの認知件数」を示す（かっこ内は2011年度）。

表1 2012年度前期 文部科学省「いじめの緊急調査」

県名	認知件数 (2011年度)
岐阜県	7.0 (12.2)
愛知県	9.0 (10.0)
滋賀県	1.5 (1.3)
全国	10.4 (5.0)

岐阜県では、2006年のF市の中学2年生がいじめに関連して自殺をして以来全国平均より多く推移しており、2011年度も全国平均5.0に対して12.2を示している。また、愛知県においても1994年にG市の中学2年生がいじめに関連して自殺して以来高い認知件数を示しており、2011年度も10.0となっている。しかし、筆者が関わっている滋賀県の認知件数は2011年度が1.3で、2012年度の文部科学省「いじめの緊急調査」（これは大津市のことがあって日本中で実施した）でも1.5にしか達していない。

やはり、「初期段階のいじめ」を見つけることからはじめ、次にどのようにそれに関わっていくかということが大切になると考えられる。

本研究では以上のような課題に対して「いじめの調査」を実施することとした。これはいじめかどうか迷う4つのケースについて現職の小中学校の教員がどのように捉えているか、特に「いじめの認知件数」として扱いそうかどうかについて調べることにした。この結果を示すことによって、今後どの都道府県、市町村でも同じケースを使うことで、自身の地方のいじめの認知件数が具体的にどのようなケースに反応しているか分かるようにしたいと考えたのが目的の一つである。

もう一つの目的は、2013年7月23日の「岐阜大学ランチタイムセミナー」で「いじめ問題を考える」という講演をし、その結論が「初期段階のいじめへの対応」であったことをふまえ、「いじめの調査」とも関連させて「初期段階のいじめへの対応」のあり方を考察することである。

4. 方法・実践

(1) いじめの調査

① 対象

筆者が実施したE県の人権教育指導者研修会の講演に参加した方（現職の小学校・中学校教員，教育委員会，人権擁護委員）で、アンケートに答えていただいた307名のうち、有効と判断した303名である。その実数を表2に示す。

表2 対象の現職の教員等の数（人）

	小学校	中学校	その他	合計
回収総数	206	82	19	307
有効数	203	81	19	303

② 期日：2013年8月1日

③ 方法・アンケート用紙

筆者が依頼されて出かけた講演時に、主催者の許可を得て実施した。下記アンケート用紙を全員に配布し、筆者自身がケースの説明をしてその場で記入していただいた。解答は4件法で「迷わずいじめである」「迷うがいじめである」「迷うがいじめではない」「迷わずいじめではない」のいずれかに丸をつけていただいた。

「いじめ」に関するアンケート（よろしくお願ひ致します）

あなたの現在の勤務先に丸をつけて下さい。 小学校・中学校・その他（ ）

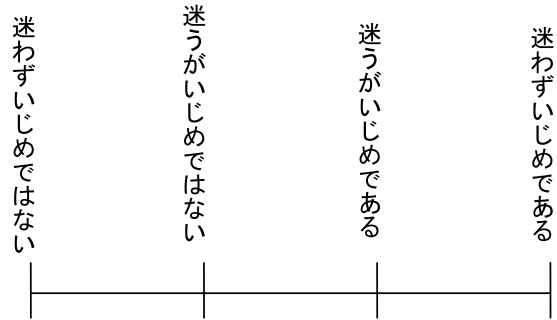
次のようなケースについてあなたならどのように考えますか。今の勤務先の子どもたちを想定してお答え下さい。

ケース1・・保育園年長A君

<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からいじめの訴え ・園舎のかけで悪口・たたく ・数人の男子から何回かあった ・A君が母親に最近話した ・この頃、朝食の後よくもどす ・この後どのように進めていくか 	迷わず いじめ では ない	迷う がい じめ では ない	迷う がい じめ である	迷わ ず い じめ である
	 			

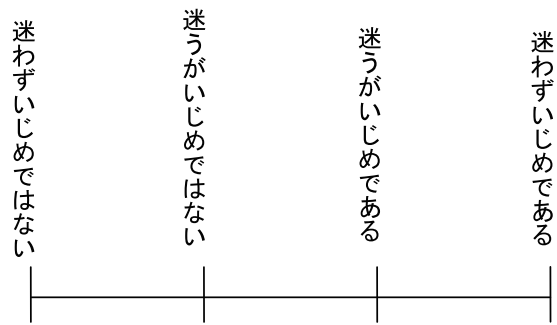
ケース 2 ・ ・ 小学校 4 年生 B 君

- ・ うちの子がいじめられているのでは
- ・ サッカーの遊びに入れてもらえない
- ・ B君が自分勝手ということで
- ・ 「入れて」と言ったがみんなが無視
- ・ 「無視はいじめ」と母親に訴え
- ・ 年中の時、広汎性発達障害の診断
- ・ この後どのように進めていくか



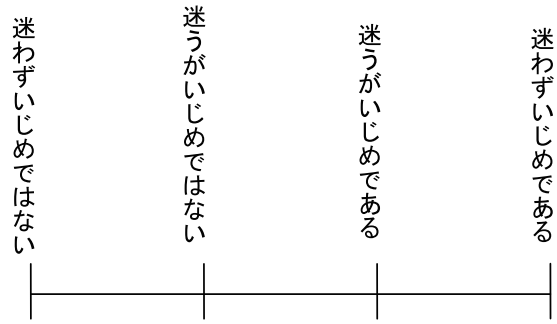
ケース 3 ・ ・ 中学校 2 年生 C さん

- ・ 中学2年生になって体調を崩し
- ・ かかりつけの医者に行き、しばらく欠席
- ・ かかりつけの医者の紹介で心療内科へ
- ・ うつ病という診断を受ける
- ・ 夏休み中、2階から飛び降り骨折
- ・ 2学期時々登校「みんなの視線が気になる。にらんでくる。いじめです」とCさん
- ・ この後どのように進めていくか



ケース 4 ・ ・ 高校 1 年生 D 君

- ・ 保育園時代から少し変わった子
- ・ 小1の時、様子が他の子と違うと感じ
- ・ 両親と病院へ、アスペルガー症候群と診断
- ・ 小学校・中学校時代大きなこともなく
- ・ 高校で「知らない子が多くなじまない」と
- ・ 「みんなの視線がいじめに感じる」と
- ・ この後どのように進めていくか



(2) 岐阜大学ランチタイムセミナー

ランチタイムセミナーの「発表原稿」(2013. 7. 23 於：岐阜大学大学会館，橋本治)を以下に示す。
 教育学研究科教職大学院で教育臨床を担当しております橋本と申します。よろしくお願ひ致します。
 本日発表の機会を与えていただいたことに、まず感謝いたします。

P1 表紙の「概要」をご覧ください。

「いじめ問題」は大きな社会問題である。最近の事件から「いじめ」と「自殺」は一つの単語のように報道されているが、必ずしも結びつくものではない。しかし、「いじめ」をなくし、「自殺」を予防する取り組みは当然なされるべきである。この講演では演者自身がかかわった「いじめ」と「自殺」の事件等を通して「いじめ問題」を考え、それらへのかかわり方を提案したい。

P2 「本日の予定」です。概要については今お話ししました。2で「いじめ」と「自殺」の実態をお話しします。3では「いじめ」と「自殺」が関連している事件等への演者の関わりを、4では「いじめ」への関わりとその対応を、5では「自殺予防」への関わりとその対応を述べ、6でまとめをし

ます。7では31年間続けている教え子への「誕生日カード」の話をして終わります。

はじめに、<「いじめ」と「自殺」の実態です>

P3 図1をご覧ください。いじめの認知件数の推移です。平成17年度までは「発生件数」でしたが、平成18年度から「認知件数」となり急に増えました。昨年度、大津のことがあって文科省が急遽「いじめ緊急調査」をしました。半年で23年度の2倍にも増えました。特に小学校において大きな増加があり、これをどう考えるかが重要になります。

P4 表1は自殺した児童生徒数です。高校生は2百人台で推移していますが、中学生はここ30年ぐらいい見ても40人~80人の中、このところ80人近い多さで推移しています。また、小学生は2人前後のところ、23年度13人、22年度7人と多くなっています。ちなみに21年度は1人でした。

P5 パワーポイントの後の左側の資料にありますように、昨年の第36回日本自殺予防学会で公開シンポジウムがあり、演者も講演をしました。小中学生の「いじめ」と「自殺」というテーマで、群馬県桐生市の小6女子と滋賀県大津市の中2男子への関わりを通して話しました。どちらも「いじめ自殺」という扱いで、「いじめはあった。しかし、いじめと自殺の因果関係は不明」とする教育委員会の説明は、マスコミ等に厳しく追及される結果になっていました。それでは、いじめ以外の原因というの、世界的にどう考えられているのでしょうか。

P6 図2をご覧ください。これは、筑波大学の高橋祥友教授が著書に示したものです。高橋先生は精神科のドクターで、自殺予防に関するWHOのガイドライン作成にかかわり、国会答弁もしてみえる国際的に有名な自殺予防学者です。図左の「ストレス」とは、いじめ・友人関係の悩み・家庭問題・進路の悩み・性のことを含む思春期の悩みなどから起きるストレスをすべてを含みます。時計回りを見ていきます。「精神疾患」は、うつ病や統合失調症などのことで、自殺の直前には8割以上の方が診断のつくレベルにあるという説もあります。「生物学的要因」とは、生まれつきのもので、「自閉症」などが当てはまります。男女の違いも大きく、世界的には3対1、4対1で男性がよく亡くなります。会場におみえの男性の方ご注意ください。「独特の性格傾向」とは、未熟・依存的・衝動的・孤立・抑うつ・極端な完全癖・反社会的などがあげられています。真ん中の「他者の死の影響」は、家族など身近な人の死はもちろん、青少年の場合、他県の青少年の死であっても、報道の仕方によっては身近に感じてしまいます。連鎖のように自殺が続くことがあり、「群発自殺」と呼ばれています。

次に、<「いじめ」と「自殺」への関わり>です。

P7 右側の資料のように、昨年自殺予防学会を代表して「BSフジLIVEプライムニュース」に2時間生出演しました。二度と出たくないほど緊張しました。1997年までは2万3千人ほどだった日本の自殺が、1998年急に3万人台になりその後14年間3万人以上を続け、昨年ようやく2万8千人まで下がりました。しかし、この15年間、50代・60代・70代・それ以上の年代は毎年少しずつ減っています。ところが、20歳未満・20代・30代はこの15年間少しずつ増え続けているのです。そのため「若年層自殺なぜ増加？必要な対策を徹底検証」というテーマだったのですが、大津のことが話題になっていたという時期的なことと橋本が出たので「深刻化するいじめ自殺」が付け加わりました。打ち合わせの時、先程の図2の自殺の原因を出してもらおうよう頼んでおいたのですが、本番が始まってありませんでした。「いじめ自殺」にいろいろな原因はいらないのでしょうか。幸い生放送だったので、「どうしていじめ自殺がなくなるのでしょうか」と聞かれた時「自殺には様々な原因があります」といって勝手に5つの原因を口頭で話しました。

P8 次の資料は、群馬県桐生市の小6の女子が自殺した時、「専門家としてどう見るか」と聞かれ「担任は寄り添う姿を」「親とは定期的に相談を」というような内容で答えました。右側の一番下の行をご覧ください。『5、6年生ともなると、学校が目にしやすいくらいでいじめを起こしにくいし、いじめられる方も被害を口にしなくなる。はっきりしたいじめというのは少ないので、「何か起きている」と気づいたらすぐに動いたほうがいい。「友達が嫌」という程度の一般的な相談に重大な問題

が隠れていることもある。』でまとめました。

左側に小さく26日の記事が載っています。WHOのガイドラインに沿って、してはいけないこと6項目、すべきこと6項目を掲載してほしかったのですが、5項目にとどまっています。

P9 次の資料は、大津市での講演です。①の講演は、2006年、日本中で「いじめ」と「自殺」が話題となり、ここ岐阜県でも瑞浪市で中2の女子が自殺をしています。このとき大津市では何も起きていませんでしたが、関心は高く数百人が参加されました。ただ、マスコミが多く最前列はすべて報道機関という状況で思うことの半分も話せませんでした。②は、次の年の人権擁護の会での講演、③は、2011年10月に大津市で今回の自殺があり、12月1日に依頼があって、冬休み中の1月6日に皇子山中を含む、大津市の全小中学校が対象の講演をしました。この時は、マスコミはだれも来ていませんでした。左側の資料を見て分かるように「いじめ」と「自殺」のうち「自殺」という文字は該当の学校も来ているということで抹消されています。④は、教育長さんが襲われた後の講演で、全小中学校に加え、大津市立の幼稚園・保育園も参加でした。⑤⑥は本年度これから実施するもので、2回出かけます。

次は、<「いじめ」への関わりとその対応>です。

P10 岐阜県可児市では、2012年10月2日に「いじめ防止に関する条例」を制定しました。市・学校・保護者・市民及び事業者と、それぞれが取り組む内容が定められ、「いじめ防止専門委員会」を設置することになりました。演者は委員長をしており、定期的な委員会の活動や相談をしています。左側の新聞のように「いじめに大人はどう対応するか」に答えたり、右側のように1年間の活動を市長に報告したりもしています。あさっての委員会では、国が定めた「いじめ防止対策推進法」について話し合う予定です。

P11 次は、岐阜地方裁判所での講演です。「専門訴訟事件等の特殊事件のための研究会」で、対象が裁判官・書記官・調査官・司法修習生と、やりずらい上、裁判所が改築中のため、予定の大会議室に雨漏りがあり、急遽「大法廷」で行うということになり大変でした。いじめと犯罪にはずれがあり、特にいじめは認知件数になってから犯罪ではないいじめも取り上げていることを話しました。2006年の岐阜県瑞浪市の自殺は「無罪」という判決がここ岐阜地方裁判所で昨年あり、裁判所も関心が高いようです。地方裁判所長と家庭裁判所長は同じ方で、ちょうど昨日、家庭裁判所の所長様が研究室まで見え、いじめについて熱く語っていかれました。

P12 岐阜県生徒指導推進会議は、岐阜県においては、いじめなどの問題行動を未然に防止する取組として、…という目的で、子どもを地域で守り育てる県民運動「いじめはしない！させない！許さない！」をキャッチフレーズに県青少年育成県民会議等22団体が参加し、私も「大学関係者」として呼ばれ助言をしました。

P13 ここまでの「いじめ」についてまとめてみますと、やはり、「初期段階のいじめへの対応」が大切だと考えます。1つは、いじめが起きる初期の段階です。小学校・中学校・高等学校などの年齢にも起きうることで、いわば「初期消火」を意味します。もう1つは、いじめとは呼べないような、人と人との関わりの形成期に起きる問題です。幼稚園・保育園はもちろん、小学校低学年も含んだ「低年齢」という意味での対応です。大津市のことが大きく取り上げられた後の講演で、大津市では小中学校に加え、幼稚園・保育園の先生も参加されたのは意義があったと考えています。

P14 「いじめ問題を見過ごさない10のポイント！！」というのは、2006年の大津市の講演のテーマとして使い、その後1冊の本にしたものです。その中から重要な3つのポイントを示しました。(1)は、本人を支えるためには「ともに支えていきましょう」という家庭と学校との信頼関係が不可欠ということです。来月、日本学校教育相談学会が岐阜県で開催されます。演者も1日使って学会員の研修を担当していますが、与えられたテーマが「保護者連携」です。信頼関係を結ぶことがいかに大変かを物語っています。(2)は、複数の見方をしないと本当の姿が見えてこない。複数の教師が連携す

ることで、よりよいアドバイスができるということです。家庭でもいじめを見つけることが難しい今、何十人と担任している教師、さらに教科担任制の中学校・高等学校では、チームであたるということは必須のことと考えています。(3)は、一般的な相談に大きな相談が隠れているということです。これについては、群馬県桐生市の小6の自殺のところでお話ししました。

続いては、〈自殺予防への関わりとその対応〉です。

P15 左側の相次ぐ硫化水素自殺の記事は、私が本学に来た月のものです。当時硫化水素自殺が流行しており、それを食い止めるためにも「精神的に自殺に追い込まれるもっと前の段階で、身近な専門機関に相談してほしい」ということと、「特に若者の場合、友人らに相談するケースも多く、相談を受けた友人も抱え込まず、周りの大人に助けを求めてほしい」と述べました。

P16 右側は、内閣府の「ゲートキーパー養成」です。自殺総合対策大綱の中でも、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成することを目標に掲げています。GK（ジーケー）とあるので「ゴールキーパー」とよく間違われます。GKだと最後の砦ですので、精神科のドクターになりますが、「ゲートキーパー」は入り口での対応ですので、教員・保健師・警察・民生委員・児童委員など地域の一般の方々が対応することになります。岐阜県の「ゲートキーパー養成」は、2月に実施しました。愛知県の「ゲートキーパー養成」は来週実施します。

P17 その上で、小中高に自殺予防教育を実施することが大切なことは、2011年に提示されています。

P18 しかし、自殺予防教育の実施については、2012年の内閣府の「自殺総合対策大綱」において「児童生徒に対する自殺予防教育を目的とした教育の実施に向けた環境づくりを進める」と、トーンダウンしています。

P19 左側に入れてありますが、演者は昨年の中大の岐阜大学の研究紀要で、「自殺予防に対する意識調査」を実施してまとめました。自殺予防教育の必要性と、自殺予防教育の可能性についてです。

P20 自殺予防教育の必要性は、小学校80.2%、中学校97.1%、高等学校96.2%と、小学校では高くありませんが、中学校・高等学校では、高い必要性を示しています。

P21 自殺予防教育の可能性は、やはり小学校では低めで、中学校・高等学校では高めになっています。さらに、高等学校の方が中学校より可能性が高いという結果になりました。

P22 最後の朝日新聞は、全国版で紹介されたため、全国各地から連絡をいただきましたが、「命捨てないで子どもたち」に対して「どうだの声かけが救う」と、まるで「どうだ」と声をかければ自殺がなくなるような紹介になっています。実際の意味は、今取り組んでいることを通して話し、聴くことが大切だという意味で、学校で言うならば教育活動そのものを通して話しかけるということです。可児市のいじめ防止専門委員会の名誉顧問が尾木ママなのですが、講演で「どうしたの？と聞いてあげればいいんです。」と言っていました。尾木ママだから通じることで、通常は、「勉強の調子はどうかね？」「部活は順調かな？」というような今取り組んでいることを通して話しかけることが自然だと考えます。

P23 まとめます。

①「初期段階のいじめ」への対応をする。②「自殺予防教育」の導入を図る。③「いじめ」や「自殺予防」に、専門家が積極的にかかわる。という3点が重要だと考えます。先程の「ゲートキーパー養成」などがその典型かと思います。

P24 おわりに「誕生日カード」教え子7百数十名31年目、1万5千通の中からで終わります。演者は小中学校で30年間勤務してからここ岐阜大学にきて6年目になります。教え子に誕生日のカードを送り続けて31年目になりますが、その中から、Aさんについてお話しします。(中略)つくづく教育というのは長いスパンで見えていくものだと思います、この誕生日カードを書くことも続けていこうと思っています。ご清聴ありがとうございました。

5. 結果と考察

(1) 「いじめの調査」について

表3 ケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合 (全体)

n = 303

ケース \ 認知	迷わずいじめではない		迷うがいじめではない		迷うがいじめである		迷わずいじめである	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 : 年長A君	2	(0.7%)	13	4%	48	16%	240	79%
2 : 小4 B君	4	(1.3%)	38	13%	113	37%	148	49%
3 : 中2 Cさん	49	16%	156	51%	72	24%	26	9%
4 : 高1 D君	132	44%	104	34%	55	18%	12	4%
合計	187	15%	311	26%	288	24%	426	35%

表3は今回のいじめの調査の全員303名からみたケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合である。表3の「迷うがいじめである」と「迷わずいじめである」は「いじめの認知件数」に深く結びついていると考えられるが、その両者の合計は、ケース1（保育園年長A君）で95%，ケース2（小学校4年B君）で86%，ケース3（中学2年Cさん）で33%，ケース4（高校1年D君）で22%となった。文部科学省の定義から考えて、[ケース1は「いじめと思われる」内容だが保育園年長の子である][ケース2は「いじめに近い」内容だが小学校4年生である][ケース3は「いじめかどうか迷う」内容だが中学2年生であり本人はいじめと主張している][ケース4は「いじめとは考えにくい」内容だが高校1年生である]と、いずれも判断するのに困るケースだが、結果は年齢にかかわらず「いじめの認知件数」として挙がってきたと考えられる。今回の国の「いじめ防止対策推進法」の対象は、児童等（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校<幼稚部を除く>に在籍する者）となっており，ケース1のA君のように保育園の子は含まれていない。しかし，現職の小中学校の教員303名の95%もの人が「いじめの認知件数」に入れる判断をしていることを考えると，たとえいじめと呼べないにしても小学生より年齢の低い子どもたちも対象にすべきだと考えられる。

表4 ケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合 (小学校)

n = 203

ケース \ 認知	迷わずいじめではない		迷うがいじめではない		迷うがいじめである		迷わずいじめである	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 : 年長A君	1	(0.5%)	9	4%	37	18%	158	77%
2 : 小4 B君	3	1%	27	13%	102	50%	71	35%
3 : 中2 Cさん	26	13%	117	58%	47	23%	13	6%
4 : 高1 D君	88	43%	77	38%	30	15%	8	4%
合計	118	15%	230	28%	216	27%	248	31%

表4は小学校の現職の教員203名からみたケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合である。表3と同じく、「いじめの認知件数」に深く結びついていると考えられる「迷うがいじめである」と「迷わずいじめである」の合計は，ケース1で95%，ケース2で85%，ケース3で29%，ケース4で19%となっている。特にケース3，ケース4という中学生，高校生のケースで割合が全体より低くなっている。これは，小学校のイメージでこの2つのいじめの状況を推し測ると「いじめとは思えない」方向にいくからだと考えられる。

表5 ケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合（中学校） n=81

ケース	迷わずいじめではない		迷うがいじめではない		迷うがいじめである		迷わずいじめである	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1：年長A君	1	1%	3	4%	7	9%	70	86%
2：小4B君	1	1%	7	9%	37	46%	36	44%
3：中2Cさん	18	22%	30	37%	22	27%	11	14%
4：高1D君	35	43%	22	25%	20	25%	4	5%
合計	55	22%	62	35%	86	35%	121	49%

表5は中学校の現職の教員81名からみたケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合である。表3と同じく、「いじめの認知件数」に深く結びついていると考えられる「迷うがいじめである」と「迷わずいじめである」の合計は、ケース1で95%、ケース2で90%、ケース3で41%、ケース4で30%となっている。小学校に比べて、ケース2で5%、ケース3で11%、ケース4で11%高くなっているのが特徴である。これは、いじめの認知件数となった2006年度から2011年度までの6年間、小学校と中学校の「いじめの認知件数」はほぼ同じだが、小学校は6年間中学校は3年間ということを見ると中学校は小学校の2倍報告されていることから考えられることである。

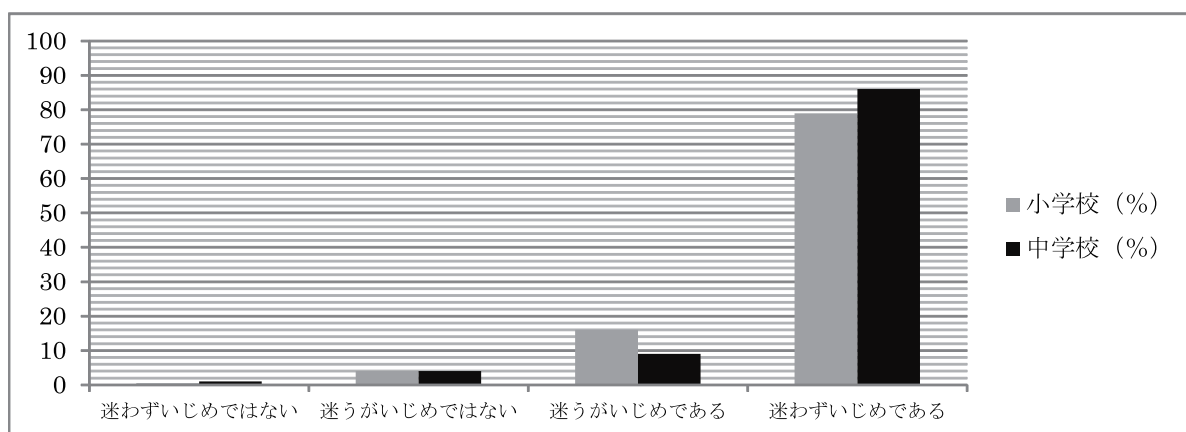


図1 ケース1の「いじめの認知度」の割合の比較（小学校と中学校）

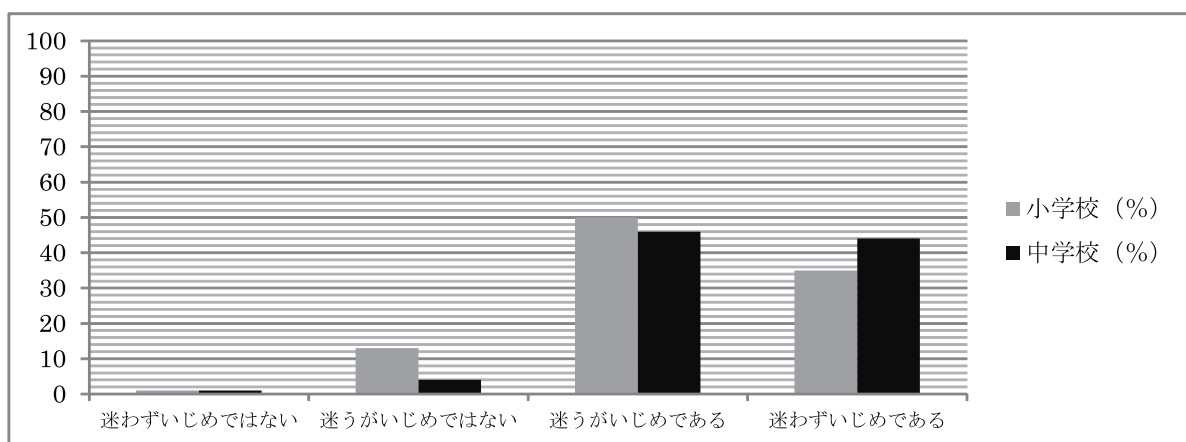


図2 ケース2の「いじめの認知度」の割合の比較（小学校と中学校）

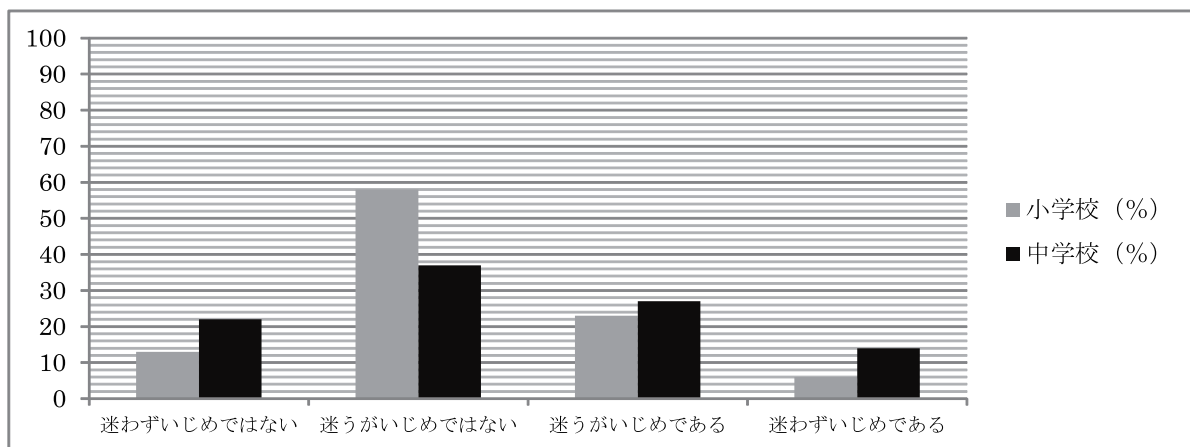


図3 ケース3の「いじめの認知度」の割合の比較 (小学校と中学校)

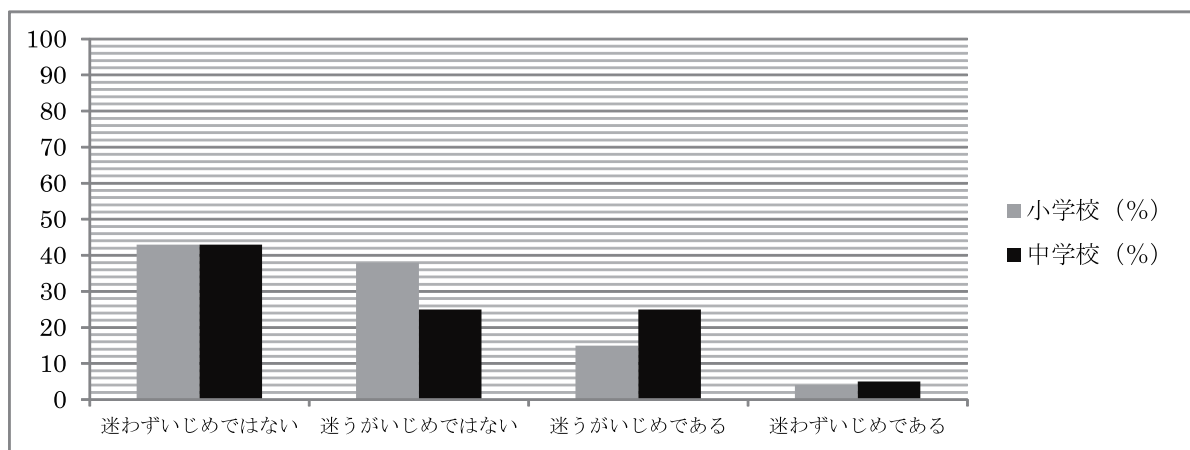


図4 ケース4の「いじめの認知度」の割合の比較 (小学校と中学校)

図1, 2, 3, 4は, 4つのケースの「いじめの認知度」の割合を図にしたものである。視覚的に見ると分かりやすいが, ケース1では「迷わずいじめである」が小中学校の教員ともに突出している。ケース2では, 合計が86%あるものの「迷わずいじめである」と「迷うがいじめである」が拮抗している。ケース3では, 「迷うがいじめではない」を中心に小中学校とも正規分布に近い形をしているが, 小学校の方がいじめではない方向に広がり, 中学校の方はいじめの方向に広がっている。ケース4では, 「迷わずいじめではない」から少しずつ減少して「迷わずいじめである」まで広がっている。これらの全体の「いじめの認知件数」と深く結んでいる割合 [ケース1 (95%), ケース2 (86%), ケース3 (33%), ケース4 (22%)] からだけでは捉えにくいことも示している。ただ, 捉えにくいことと「いじめの実態」とは必ずしも一致していないので, どのようなケースも真摯に受け止めて対応していく必要があると考えられる。

表6 ケースごとの「いじめの認知度」の平均値（標準偏差）とt検定の結果

ケース	平均値等		t 値
	小学校 (n=203)	中学校 (n=81)	
	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	
1 : 年長 A 君	5.43 (1.14)	5.60 (1.11)	1.22
2 : 小4 B 君	4.37 (1.42)	4.67 (1.19)	<u>1.96</u>
3 : 中2 C さん	2.46 (1.50)	2.64 (1.94)	1.08
4 : 高1 D 君	1.59 (1.67)	1.83 (1.86)	1.39
合 計	3.57 (2.17)	3.69 (2.87)	1.19

** p < .01 * p < .05 (参考: t 値1.97以上)

表6はケースごとの「いじめの認知度」を、小学校の教員と中学校の教員を比較してt検定した結果である。どのケースも小中学校である程度の違いがあったことは図1, 2, 3, 4からも表4, 5からも明らかであるが、有意差はなかった。つまり、小学校と中学校の教員間で大きな差はなかったと言える。しいて言えば、ケース2（小学校4年生B君）ではt値が1.96であり、[p < .05 (参考: t 値1.97以上)] にとても近かったことから、小学校より中学校の方がよりいじめととらえやすい傾向があると考えられる。

(2) 「岐阜大学ランチタイムセミナー」から考える「初期段階のいじめへの対応のあり方」

① 「いじめ」と「自殺」について

概要をもう一度みよう

「いじめ問題」は大きな社会問題である。最近の事件から「いじめ」と「自殺」は一つの単語のように報道されているが、必ずしも結びつくものではない。しかし、「いじめ」をなくし、「自殺」を予防する取り組みは当然なされるべきである。この講演では演者自身がかかわった「いじめ」と「自殺」の事件等を通して「いじめ問題」を考え、それらへのかかわり方を提案したい。

世の中がこれだけ「いじめ」に強い関心を示したのは「自殺」があったからである。しかし、「いじめをなくす取り組み」「初期段階のいじめへの対応」と話が進むうちに、たいてい「自殺」のことが忘れられていく。国の「いじめ防止対策推進法」にも第五章で重大事態への対処として「児童等の生命への被害」という表記はあるが「自殺」という言い方ではない。やはり「自殺予防」⁽⁹⁷⁾ ということもきちんと押さえて「いじめへの対応」をすべきであると考えられる。

② 「いじめの認知件数」について

本研究における「いじめの調査」でも明らかのように、やはり「迷うがいじめである」という感覚は大切であり、問題と目的の表1のように、認知件数が2011年度から2012年度前半だけで2倍以上になったことに触れている。特に小学校において大きな増加を示しており、それは、年齢が低いという「初期段階のいじめへの対応」につながると考えられる。

③ 「自殺の原因」と「いじめ」

自殺の原因は大きく分けて5つあり、それは「ストレス」「精神疾患」「生物学的要因」「独特の性格傾向」「他者の死の影響」である。「いじめ」は「ストレス」に属するが、他の要因があると、当然全体の緊張度が高まり、それによってより「ストレス」が上がり、同じような「いじめ」であっても、より強く感じていく。やはり、「いじめ」をよく理解して初期段階で対応していくためには、「自殺の原因」をきちんと把握しておくことが重要だと考えられる。

④ 「いじめ」と「自殺」の新聞記事より^{(2) (3) (35)}

筆者が取材を受けた2010年の群馬県桐生市の小学校6年生女子の自殺、2011年の滋賀県大津市の中学校2年生男子の自殺をみると、意外に思う方が多いようである。新聞記者がまとめた筆者のことは、前者では「担任は寄り添う姿を」「親とは定期的に相談」であり、後者では『『どうだ』の声掛けが救う』である。つまり、国の言う「重大事態」(筆者の言う自殺)であっても、その予防には一般の相談としての対応が必要だということである。「いじめ問題」においても、ふだんの相談を大切にすることによって、重大な困難なケースを見逃さないことにつながると考えられる。⁽⁴³⁾

6. 結論

「初期段階でのいじめへの対応のあり方」は以下に要約される。

(1) いじめが起きる初期の段階で関わる。

小学校・中学校・高等学校などの年齢にも起きうることで、いわば「初期消火」を意味する。

(2) いじめとは呼べないような、人と人との関わりの形成期に起きる問題に関わる。

幼稚園・保育園はもちろん、小学校低学年も含んだ「低年齢」という意味での対応である。

(3) 何か兆候があればすぐに対応をはじめめる。

「いじめ」とか「自殺」にこだわらない。⁽⁴⁴⁾

7. おわりに

「岐阜大学ランチタイムセミナー」の「おわりに」で、筆者はあえて「誕生日カード」に触れた。小中学校の教員を30年間経験しており、その間の教え子七百数十名に31年間誕生日カードを送っており、その数が1万5千通を超えたことである。また、「いじめの調査」でケースに出した幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の4人の中にはすでに40代になってみえる方もいる。いじめへの対応は緊急であっても、その後の見守り、そして教育は長いスパンのものである。それを考えるとこの「誕生日カード」は意味があると考えたからである。発表原稿には載っていないが、時間が少しだけあったので口頭で、筆者が小学校2年生から6年生まで5年間も担任したH君のことを話した。義務教育9年間のうち5年間も担任したことの責任は重いが、H君は岐阜大学の大学院を修了して社会で活躍しており、今では40代、2児の父親となっていることを話した。長いスパンで見えていくことが「いじめ問題」でも大切であることを言いたかったのだが、そのことで終わりとした。

謝辞

研究にご協力いただいた方々に、この場をかりてお礼申し上げます。ありがとうございました。

引用・参考文献

- 1) 青木省三 (2002) 思春期の心の臨床, 金剛出版
- 2) 朝日新聞「2013年2月19日朝刊」, 朝日新聞社
- 3) 朝日新聞「2010年11月25日, 26日朝刊」, 朝日新聞社
- 4) アルフォンス・デーケン (2006) よく生きよく笑いよき死と出会う, 新潮社
- 5) 石井完一郎 (1984) 自立のすすめ, 弘文堂
- 6) 稲村博 (1977) 自殺学, 東京大学出版会
- 7) 稲村博・斎藤友紀雄 (1995) いじめ自殺, 至文堂
- 8) エドウィン・S・シュナイドマン高橋祥友訳 (2005) シュナイドマンの自殺学, 金剛出版
- 9) 大原健士郎 (1979) 子どもの自殺, 安田生命社会事業団
- 10) 河西千秋 (2009) 自殺予防学, 新潮社
- 11) 河合隼雄 (2007) いじめと不登校, 潮出版社

- 12) 河合隼雄 (1975) カウンセリングと人間性, 創元社
- 13) 笠原嘉 (1977) 青年期, 中央公論社
- 14) キース・ホーン他松本・河西訳 (2008) 自傷と自殺, 金剛出版
- 15) 岐阜新聞「2008年4月29日」, 岐阜新聞社
- 16) 國分康孝 (1980) カウンセリングの理論, 誠信書房
- 17) 斎藤万比古 (2009) 発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート, 学習研究社
- 18) 品川裕香 (2008) 心からごめんなさいへ, 中央法規
- 19) シンシア・R・フェファー高橋祥友訳 (1990) 死に急ぐ子どもたち, 中央洋書出版部
- 20) ジョセフ・リッチマン高橋祥友訳 (1993) 自殺と家族, 金剛出版
- 21) 杉本一義 (1998) 人間福祉の探究, 永田文昌堂
- 22) 高橋祥友 (2008) 新訂増補青少年のための自殺予防マニュアル, 金剛出版
- 23) 高橋祥友 (2006) 自殺の危険, 金剛出版
- 24) 高橋祥友 (1997) 自殺の心理学, 講談社
- 25) 高橋祥友編 (1997) 精神医学から考える生と死, 金剛出版
- 26) 滝沢武久 (1965) 子どもの思考のはたらき, 大日本図書
- 27) 武田雅俊 (2011) 精神医学テキスト, 金芳堂
- 28) 田中康雄 (2008) 軽度発達障害, 金剛出版
- 29) 中日新聞「2013年4月24日朝刊」, 中日新聞社
- 30) 中日新聞「2011年8月8日朝刊」, 中日新聞社
- 31) 張賢徳 (2006) 人はなぜ自殺するのか, 勉誠出版
- 32) ディビット・レスター斎藤友紀雄訳 (1995) 自殺予防O&A, 川島書店
- 33) 橋本治 (分担執筆) 2013 (予定) 「いじめ防止基本方針」と「いじめ問題対策連絡協議会」について 教育開発研究所
- 34) 橋本治 (分担執筆) 2013 書評『大津中2いじめ自殺－学校はなぜ目を背けたのか－』教育開発研究所
- 35) 橋本治 2013 小中学生の「いじめ」と「自殺」－2つのケース(群馬県の小6, 滋賀県の中2)にかかわって－ 日本自殺予防学会『自殺予防と危機介入』Vol.33 (1) 9～12頁
- 36) 橋本治 (分担執筆) 2012 ケース別いじめ対応のポイント (第1特集「地道にいじめ対策を見直す」48～51頁) 教育開発研究所
- 37) 橋本治 2012 文部科学省提案の「自殺予防教育」についての一考察－現職の教員(保育園・幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校)の意識調査に基づいて－ 岐阜大学『教育学部研究報告 人文科学』Vol.61 (1) 189～202頁
- 38) 橋本治 (2011) 教育臨床のあり方 (2) 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-60 (1), 245-256
- 39) 橋本治 (2010) 教育臨床のあり方岐阜大学教育学部研究報告人文科学-59 (1), 257-268
- 40) 橋本治 (2009) 文部科学省指定「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」における専門家チームの巡回相談のあり方, 岐阜大学教育学部研究報告 - 人文科学 - 58 (1), 235-245
- 41) 橋本治 (2009) 教育相談と発達障害 (1), 東海相談学会第41回大会, 1
- 42) 橋本治 (2008) いじめ問題と発達障害, 日本社会病理学会24回大会, 30
- 43) 橋本治 (2007) いじめ問題を見過ごさない10のポイント!!, 明治図書
- 44) 橋本治 (2007) いじめに気づく教師, 迅速に対応する学校, 教職研修413, 教育開発研究所
- 45) 橋本治 (2007) いじめが自殺に結びつくとき, 児童心理853, 金子書房
- 46) 橋本治 (2006) いじめかな?と思ったとき－緊急時の対応, 児童心理843, 金子書房
- 47) 橋本治 (2004) いじめ自殺があった, 児童心理816, 金子書房
- 48) 橋本治 (2002) 小さい子でも自殺しますか, 自殺問題O&A, 至文堂
- 49) 橋本治 (2002) 問題行動・危機対応, 児童心理773, 金子書房
- 50) 橋本治 (2001) いじめによる自殺の予防教育, 教育開発研究所
- 51) 橋本治 (2001) 増え続ける自殺とその予防－青少年に対して－, 自殺予防と危機介入Vol.22-No.1, 日本自殺予防学会

- 52) 橋本治 (2000) 深刻ないじめと暴力への対応, 学級のトラブルに対応するカウンセリング, 学事出版
- 53) 橋本治 (1999) 子どもの自殺に対する報道のあり方, 自殺予防と危機介入Vol.22-No.1, 日本自殺予防学会
- 54) 森田洋司 (2010) いじめとは何か, 中央公論新社
- 55) 森田洋司 (2004) 世界のいじめ, 金子書房
- 56) 森田洋司 (2001) いじめの国際比較研究, 金子書房
- 57) 森田洋司 (2001) 日本のいじめ, 金子書房
- 58) 森田洋司・清水賢二 (1994) いじめ, 金子書房